

令和5年度スポーツ庁委託事業
国内アンチ・ドーピング結果管理体制
強化支援事業
報告書3

近時のCAS仲裁判断例について

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
2024年3月31日
文責：小川和茂

凡例

WADC	世界アンチ・ドーピング規程
ISRM	結果管理に関する国際基準
2021Code	2021年版世界アンチ・ドーピング規程
2015Code	2015年版世界アンチ・ドーピング規程
AAF	違反が疑われる分析結果
ADRV	アンチ・ドーピング規則違反
JSAA	日本スポーツ仲裁機構
CAS	スポーツ仲裁裁判所

第1 調査の概要・方法

令和3年（2021年）1月1日より改訂された世界アンチ・ドーピング規程（World Anti-Doping Code、以下「WADC」という。また改訂後のWADCを「2021Code」といい、改訂前のWADCを「2015Code」という。）が施行された。これに伴いWADCとともにアンチ・ドーピング活動の根拠規範となる国際基準が2つ新設された（教育に関する国際基準（International Standard for Education、ISE）及び結果管理に関する国際基準（International Standard for Result Management、以下「ISRM」という。）。）。

特にISRMはその1.0項において目的が以下のように述べられている。

「結果管理に関するアンチ・ドーピング機関の中核的な責務を定めることにある。結果管理の特定の一般原則を記述する（第4条）ことに加え、この国際基準は、アンチ・ドーピング規則違反の可能性の初期審査及び通知（第5条）から暫定的資格停止（第6条）、アンチ・ドーピング規則違反の主張及び措置の提案（第7条）、聴聞手続（第8条）から、決定の発行及び通知（第9条）並びに不服申立て（第10条）までの様々な段階に適用される中核的な義務についても定める」

すなわちISRMは、アスリートに対するアンチ・ドーピング規則違反（以下「ADRV」という。）が疑われる分析結果などの通知の段階から、不服申立てがあった場合の不服申立て審査機関（JSAAやCAS）における聴聞手続の終了を含む終局的な解決までの時間枠を包含する過程に関する国際基準である。それゆえアンチ・ドーピング機関のみならず、日本における第1審の規律手続を担当する日本アンチ・ドーピング規律パネルも第2審を担当する日本スポーツ仲裁機構も、ドーピング紛争に関する手続を実施する際にはISRM

に準拠して手続を行うことになる¹。このことは他国においても同様であるが、アンチ・ドーピング体制に関する大きな変化である。

また WADC 自体も 2021Code では、ドーピング紛争仲裁で争われることの多い論点に関する実体的な規定にも改定が行われた（詳細については「第2 2015Codeから2021Codeへの変更点」を参照されたい。）。

以上のような状況に鑑み、本調査では、WADC の改定や ISRM の導入によって a)近時のアンチ・ドーピング仲裁判断例に影響を与えることがあるのか、そしてあるとすればその傾向を把握すること、また、b)アンチ・ドーピング規則違反の有無・制裁の長短を決定する規律手続や仲裁手続そのものに影響を与えることがあるのかどうか、をそれぞれ検討の対象とした。

以下ではまず、2015Code 体制から 2021Code 体制への変更点を示し（第2）、ついで CAS ウェブサイトやドーピング紛争事例を集積している海外のウェブサイト、さらにインターネットを利用した調査の結果入手した近時の CAS 仲裁判断例の分析を行う（第3）。その上で結語を述べる（第4）。

第2 2015Code から 2021Code への変更点

2015Code から 2021Code への改訂箇所は多岐に渡る。以下では、本報告書の理解を容易にするために必要な範囲に限り、2015Code から 2021Code への変更点について述べる。

下記の説明では取り上げないが、新たな違反類型としての「当局への通報の阻止、又は当局への通報に対する報告」の追加（2021Code2.11項）、違反関与（2021Code2.9項）についてその企ても ADRV として追加されたこと、加重事情の再導入（2021Code10.4項）、早期の自認と制裁の受諾（2021Code10.8項）、事案解決の合意（2021Code10.8.2項）、複数回の違反の場合の資格停止期間の算定方法(2021Code10.9項)などに変更点がある。詳細については該当する条文を参照されたい。

1 変更がなされたアンチ・ドーピング規則違反類型

(1) 2021Code2.5項「不正干渉」

¹ もっとも、ISRM からの乖離は 2021Code3.2.3項(iv)に明示的に定める場合を除き、分析結果その他アンチ・ドーピング規則違反の証拠を無効化せず、アンチ・ドーピング規則違反の抗弁を構成しない。

2015Code では柱書に加えて以下の文章が記載されていた。

2.5 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、又は不当な改変を企てること

ドーピング・コントロールの過程を妨害するものの、別途禁止方法の定義には含まれない行為。不当な改変とは、ドーピング・コントロール役職員を意図的に妨害し若しくはこれを妨害しようとする、アンチ・ドーピング機関に虚偽の情報を提供すること、又は、潜在的な証人を脅かし若しくは脅かすことを企てることを含むが、これに限らない。

ところが、2021Code では以下の通りとなった。

2.5 競技者又はその他の人が、ドーピング・コントロールの一部に不正干渉を施し、又は不正干渉を企てること

Tampering の訳語として 2015Code では「不当な改変」という言葉を当てていたものを、2021Code では Tampering の定義規定に変更があり、また、2.5 項本文が Tampering の定義規定と統合され、Tampering として含まれる行為の例示が増加したために、「不正干渉」と訳語が変更された。

2015Code 不当な改変の定義：

不適切な目的又は不適切な方法で変更すること、不適切な影響を生じさせること、不適切な形で介入すること又は結果の変更若しくは通常の手続を踏むことの回避を目的として妨害し、誤導し、若しくは詐欺的行為に携わることをいう。

2021Code 不正干渉の定義：

ドーピング・コントロール手続を覆すが、別途禁止方法の定義に含まれない意図的な行為をいう。不正干渉は、一定の作為又は不作為を目的として贈賄又は収賄を行うこと、検体の採取を妨害すること、検体の分析に影響を与え又はこれを不可能にすること、アンチ・ドーピング機関又は TUE 委員会若しくは聴聞パネルに提出される文書を偽造すること、証人から虚偽の証言をさせること、結果管理又は措置の賦課に影響を与えるためにアンチ・ドーピング機関又は他の聴聞機関に他の詐欺的行為を行うこと、及びドーピング・コントロールの側面に対する類似の意図的な妨害又は妨害の企てを含むが、これらに限られない。

つまり、検体採取の妨害、検体の改変に加えて、贈収賄、文書偽造、虚偽証言、証人脅迫、詐欺的行為などの行為（但し、これらの行為に限定されない。）が不正干渉（Tampering）に含まれることが明示された。

2 新たな概念の導入

2021Code では新たに導入された概念のうち重要なものは以下の3つである。

(1) 濫用物質

スポーツ以外の文脈で、社会において頻繁に濫用されている物質を濫用物質としている。2024年禁止表では、コカイン、MDMA/エクスタシー、ヘロイン、テトラヒドロカンナビノール（THC）が濫用物質として定義されている。

これらの物質による ADRV の場合、競技力とは関係のない文脈で、濫用物質の摂取、使用または保有が競技会外で行われたことを競技者が立証できた場合に、他の禁止物質の場合と比較してかなり軽い制裁である3か月の資格停止が課されることになる（関連規定 2021Code10.2.4.1 項）。さらに、競技者が濫用物質に関する治療プログラムを十分に完了した場合、資格停止期間は1か月となる。

(2) 要保護者

2021Code では、要保護者（Protected Person）という概念が導入された。要保護者とは 1)16歳に達していないもの、2) 18歳に達しておらず、登録検査対象者リストに含まれておらず、オープン・カテゴリーで国際競技大会において競技したことのない者、又は 3)年齢以外の理由で、該当する国の法律に従い法的な能力（日本民法の概念でいえば行為能力を想定すると分かりやすい。）が十分でないと判断されたものをいう。

これらのカテゴリに属する者は WADC に含まれる行動禁止を理解し、評価する能力を有しない可能性がある。

具体的な効果としては主なものは3つあり、1つは ADRV が重大な過誤または過失によるものではなかったと競技者が立証できた場合に課される資格停止期間が短縮される（2021Code10.6.1.3 項参照）。2つめとしては、競技者が重大な過誤または過失がなかったことを立証する際に、「禁止物質がどのようにして体内に侵入したのか」、いわゆる「体内侵入経路」を立証する責任が免除される（「過誤又は過失がないこと」及び「重大な過誤又は過失がないこと」の定義規定参照）。そして第3に 2021Code14.3.2 項に規定される ADRV の有無、課された制裁、競技者名などの一般開示が義務的なものとならない（2021Code14.3.7 項）。

(3) レクリエーション競技者

2021Code ではレクリエーション競技者（Recreational Athlete）概念が導入された。2021Code の定義規定では以下のように定義されている。

該当する国内アンチ・ドーピング機関によりレクリエーション競技者として定義される自然人をいう。但し、当該用語は、アンチ・ドーピング規則違反を行う前の5年間の内に、（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国際競技連盟が定義する）国際レベルの競技者若しくは（「検査及びドーピング調査に関する国際基準」に適合して各国内アンチ・ドーピング機関が定義する）国内レベルの競技者であった人、オープン・カテゴリーで国際競技大会においていずれかの国を代表した人、又は、国際競技連盟若しくは国内アンチ・ドーピング機関により維持された登録検査対象者リスト若しくは他の居場所情報リストに含まれた人を含まないものとする。

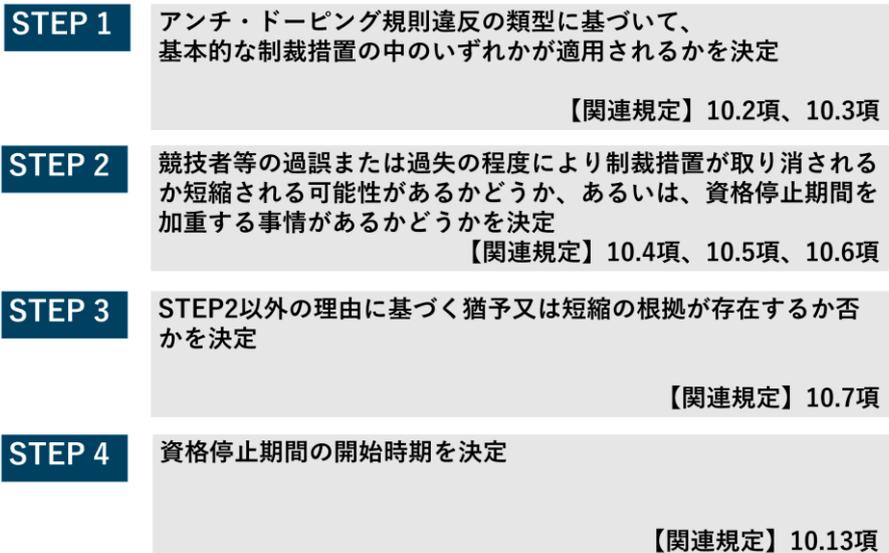
この定義規定を受けて、日本においては日本アンチ・ドーピング規程の定義規程において、レクリエーション競技者を指定している。

レクリエーション競技者については、ADRVに重大な過誤または過失がなかったと証明する際に体内侵入経路の証明の必要がなく、また、重大な過誤または過失がなかったと競技者が立証できた場合には、資格停止期間が短縮されるなど、要保護者と同様の取扱いを受ける。

3 2015Code から変更があった制裁決定に関する規定

(1) 概説

改訂点の理解に資するため、2021Codeのもとでどのように制裁が決まるのかを概観する。ADRVに対する制裁を決定するためのフローチャートは以下の通りである。この構造は2015Codeとほぼ同様である。



©Kazushige Ogawa

たとえば競技者（但し、要保護者でもレクリエーション競技者でもない。）の検体から

禁止物質が検出され、早期の自認及び制裁措置の受諾（2021Code10.8 項）を競技者がしない場合、規律パネルが ADRV の有無を判断し ADRV が認められれば資格停止等の制裁を課すことになる。ここでは STEP1 及び STEP2 を確認しておく。

まず STEP1 を確認する。この段階では、検出された禁止物質が、特定物質である禁止物質（以下「特定物質」という。）なのか、特定物質ではない禁止物質（以下「非特定物質」という。）なのか、それとも濫用物質にあたる禁止物質（以下「濫用物質」という。）によりベースとなる資格停止期間が異なる。以下では 1 回目の ADRV であったとして、どのような制裁が課されうるのかを確認する。

(ア) 非特定物質の場合

ADRV が「意図的(intentional)」でなかったことを競技者が立証できた場合には、資格停止期間は原則 2 年間となり、その他の事由により資格停止期間の更なる縮減の可能性がある。他方で、ADRV が「意図的」ではなかったことを競技者が立証できなかった場合には、資格停止期間が 4 年間となる。（2021Code10.2.1 項及び 10.2.2 項）

(イ) 特定物質の場合

ADRV が「意図的」であったことをアンチ・ドーピング機関が立証できた場合には資格停止期間は 4 年間となり、そうでない場合には原則 2 年間の資格停止となり、さらにその他の事由により資格停止期間の縮減の可能性がある。（2021Code10.2.1 項及び 10.2.2 項）

(ウ) 濫用物質の場合

本報告書「第 2 2 (1)濫用物質」を参照。

ここでのポイントは、ADRV が「意図的」なものであったかどうか、ベースとなる資格停止期間が 4 年あるいは加重事情があればそれ以上となるのか、それともベースとなる資格停止期間が 2 年となりさらに縮減の可能性をもたらすかという大きな違いを生む分水嶺になっている。

STEP2 へは、意図的な ADRV ではない場合に進むことができる。濫用物質ではない特定物質及び非特定物質の場合、禁止物質の体内侵入経路を競技者が立証できるかどうかで資格停止期間が異なる。すなわち、体内侵入経路の立証ができない場合、資格停止期間は 2 年間となる。他方で、体内侵入経路の立証ができた場合には、2021Code10.5 項あるいは 10.6 項に基づき、違反の状況（非特定物質に関わる ADRV であってその違反が汚染製品によるものかどうか）や競技者の ADRV についての過誤又は過失の程度に応じた制裁の軽減が認められる可能性がある。

(2) 「意図的」な違反に関する規定の変更① 定義規定

2021Code では下の赤文字部分について改定がなされた。

10.2.3

「意図的」という用語は、第 10.2 項及び第 ~~10.3 項~~において用いられる場合には、~~ごまかす行為を行う競技者を指す。したがって、当該用語は、競技者又はその他の人が、~~自らの行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成することを認識した上でその行為を行ったか、又は、当該行為がアンチ・ドーピング規則違反を構成し若しくはアンチ・ドーピング規則違反の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しつつ、当該リスクを明白に無視した ~~競技者又はその他の人を指すことを求めている~~。競技会（時）においてのみ禁止された物質についての違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質である場合であって、競技者が、禁止物質が競技会外で使用された旨を立証できるときは、「意図的」ではないものと推定されるものとする。競技会（時）においてのみ禁止された物質による違反が疑われる分析報告の結果としてのアンチ・ドーピング規則違反は、当該物質が特定物質ではない場合であって、競技者が、禁止物質が競技力とは無関係に競技会外で使用された旨立証できるときは、「意図的」であったと判断してはならない。

「ごまかす行為を行う競技者を指す」という文言が削除されたことにより、故意の ADRV のみならず、ADRV に至る重大なリスクを認識しつつも、そのようなリスクを明白に無視した場合も含まれることが明確化されたと考えられる。

したがって、競技者が自らの ADRV が意図的ではなかったと立証するためには、自らの行為が、①ADRV を構成することを認識して行われたものではないこと、及び、②ADRV を構成し又は ADRV の結果に至りうる重大なリスクがあることを認識しながらもそのリスクを明白に無視したものではなかったことの 2 点を立証する必要がある。

(3) 「意図的」な違反に関する規定の変更② WADC10.2.1.1 項の解説

(ア) 概論

ベースとなる資格停止期間が 2 年間か 4 年間かを分ける基準として、ADRV が意図的なものであったのかどうか機能がしている。意図的な ADRV ではない場合に、資格停止期間を決定するための STEP2（前述）に進むことができるが、「過誤又は過失がなかったこと」又は「重大な過誤又は過失がなかったこと」を競技者が立証するためには、「体内侵入経路の証明」が必須となる。

他方で、競技者の ADRV についての「意図的」概念と「過誤又は過失」あるいは「重大な過誤または過失」概念が一定程度重なることに気がつく。すなわち、2021Code10.2.3 項によれば、ADRV に至る重大なリスクを認識しつつも、そのようなリスクを明白に無視した場合も ADRV が意図的であるとされる。他方で、サプリメントの摂取による ADRV のリ

スクは WADA や各国のアンチ・ドーピング機関により警告が発せられ、このリスクへの対策について教育啓発もなされているにも関わらず、サプリメントを摂取し ADRV が生じた場合に重大な過誤または過失があったとされる傾向にある。これらのことから、意図的概念と「過誤又は過失」あるいは「重大な過誤又は過失」概念に重なりがあることが容易に理解できる。

「過誤又は過失がなかったこと」や「重大な過誤または過失がなかったこと」を立証するために体内侵入経路の証明が必要とされるのは、それが分からなければ競技者の過誤又は過失の程度を判断できないからにほかならない。そうだとすると、ADRV についての競技者の意図の判断をする際にも、体内侵入経路が何であったのかは重要な情報といえそうである。

ところが、ADRV が意図的ではなかったことを競技者が立証するために、体内侵入経路の証明が必要と明文で規定されていない。

また、2015Code では非特定物質による ADRV に対する基本的な制裁が 2009 年版 WADC では2年間であったものが4年間に強化されたこともあり、ADRV が意図的であるかどうかは資格停止期間の長さに大きく影響を及ぼすことになったため、競技者とアンチ・ドーピング機関との利害の対立が激しくなった。

以上のような経緯から、競技者の ADRV が意図的であったのかどうか争点となる際に、「意図的概念」と「過誤又は過失概念」との重なりを背景に意図的な違反ではなかったと証明するためには体内侵入経路の証明が必須とする立場と必ずしも必須ではないという立場があった。

そのような中、CAS 2016/A/4534 Villanueva v. FINA²の仲裁パネルは、「競技者の態度だけでなく、その人柄やこれまでの経歴を考慮した上で、競技者の ADRV が意図的ではなかったとの単純な主張に説得される可能性は理論的にはある。とはいえ、そのような状況は極めて稀であり、競技者が体内侵入経路を証明できない場合、そのような競技者が自身に課された立証責任を果たすために通らなければならない回廊は最も狭いものである[para.37]。」と、体内侵入経路の証明なしに ADRV が意図的ではなかったと立証可能とする途を開いた（結果として Villanueva 事件では、意図的な違反ではなかったと認められず競技者は4年間の資格停止となった。）。そして、CAS 2016/A/4676 Ademi v. UEFA³の仲裁パネルは、体内侵入経路の証明なしに、競技者の証言やクラブドクターの提出した処方に関する証拠などを総合的に考慮した結果、競技者の ADRV は意図的ではなかった

² Award of 2017/3/16

³ Award of 2017/3/24

と証拠の優越の基準で判断した。なお、同年に下された CAS 2016/A/4919 WADA v. World Squash Federation & Nasir Iqbal⁴は Villanueva 事件仲裁判断を参照し、体内侵入経路の証明なしで意図的ではないことを立証できる可能性を肯定しつつも、競技者の ADRV は意図的なものではなかったとは認められないため4年間の資格停止を課した。

Ademi 事件以降、体内侵入経路が証明できない場合であっても ADRV が意図的ではないとの立証は可能だとする仲裁判断例はあるものの、実際に ADRV が意図的なものではなかったと認定された事案はほぼなかった。

しかし、CAS 2019/A/6313 Lawson v. IAAF⁵は、体内侵入経路の証明がなされていないが食肉が禁止物質に汚染されていた可能性があること認め競技者の ADRV は意図的なものではなかったと認定した。

また、CAS 2019/A/6443 Jamnicky v. CCES & CAS 2019/A/6593 CCES v. Jamnicky⁶の原審である SDRCC DT18-0291 CCES v. Jamnicky⁷も、ADRV の原因は食肉が原因だとする競技者の主張を間接的な証拠から認め、ADRV は意図的なものではなかったとしたものがある。なお Jamnicky 事件の CAS 仲裁パネルでは、食肉による汚染が体内侵入経路であると競技者が立証したことを認めている。

(イ) 10.2.1.1 項への解説追加

意図的な ADRV ではなかったことを証明するために、体内侵入経路の証明は必要ないとする仲裁判断例がその数を重ねていったこともあり、2021Code への改訂に際して 10.2.1.1 に以下のような解説が付された。

第 10.2.1.1 項の解説：競技者又はその他の人が、禁止物質がどのように体内に入ったかを示すことなく、アンチ・ドーピング規則違反が意図的ではなかったことを証明することは理論的には可能である一方で、第 2.1 項に基づくドーピング事案で、競技者が、禁止物質の出所 (source) を証明することなく当該競技者が意図的でなく行動したことを証明することができる可能性は極めて低い。

2021Code のもとでは、そもそも体内侵入経路の証明なしに競技者の ADRV が意図的ではなかったと証明できる可能性が正面から認められたため、どのような場合に極めて低い可能性の証明ができるか、いわゆる Narrowest Corridor を通れる場合はどのような場合なのか争われるようになった。

⁴ Award of 2020/6/26

⁵ Award of 2020/3/6

⁶ Award of 2020/7/9

⁷ Award of 2019/5/31

第3 近時のCAS仲裁判断例の概要

1 概論

CASのウェブサイト及びDoping.nlに掲載されているもののうち、2021Codeが施行後に下された上訴仲裁部の仲裁判断は管見の限り以下のものである（2024年3月20日現在、判断日順）。これらの仲裁判断については、事件番号をインターネット検索サイト入力し検索すると仲裁判断原文にアクセスすることが可能である（2024年3月20日現在）。

	事件番号、事件名	判断日
1	CAS 2021/O/7977 World Athletics vs Shelby Houlihan	2021/7/12
2	CAS 2021/A/7833 Raúl Alarcón García vs UCI	2022/1/28
3	CAS 2020/A/7510 Daniel Kinyua Wanjiru vs World Athletics	2022/2/1
4	CAS 2021/A/7768 Bauyrzhan Islamkhan vs AFC & Al Ain FC	2022/3/16
5	CAS 2021/A/7761 World Athletics vs Joyce Chepkirui & ADAK & Athletics Kenya	2022/3/28
6	CAS 2021/O/8111 World Athletics vs Lebogang Shange	2022/3/30
7	CAS 2021/A/8284 WADA vs WBSC & Laura Vigna	2022/4/19
8	CAS 2021/A/8056 Olga Pestova vs RUSADA	2022/5/23
9	CAS 2022/A/8569 Sheikh Ali Al Thani vs Fédération Équestre Internationale	2022/6/2
10	CAS 2022/A/8570 Bassem Mohammed vs Fédération Équestre Internationale	2022/6/2
11	CAS 2022/A/8569 Sheikh Ali Al Thani vs FEI	2022/6/2
12	CAS 2022/A/8570 Bassem Mohammed vs FEI	2022/6/2
13	CAS 2022/A/8558 Mohamed Talaat vs FEI	2022/6/2
14	CAS 2021/A/7983 Brianna McNeal vs World Athletics; CAS 2021/A/8059 World Athletics vs Brianna McNeal	2022/6/9
15	CAS 2021/A/8296 WADA vs FIFA & Vladimir Obukhov	2022/6/16
16	CAS 2022/A/8727 UKAD vs Wayne Boardman	2022/9/28
17	CAS 2021/A/8125 Heiki Nabi vs Estonian Center for Integrity in	2022/10/20

	Sports	
18	CAS 2022/A/8766 Varvara Lepchenko vs ITF - Settlement	2023/1/31
19	CAS 2022/A/9141 Mariano Tammaro vs ITF	2023/3/2
20	CAS 2022/A/9031 Stéphane Houdet vs ITF ITF	2023/3/2
21	CAS 2022/A/9334 Jakub Świerczok vs Asian Football Federation	2023/3/27
22	CAS 2022/A/8700 Anna Harkowska vs Polish Anti-Doping Agency	2023/4/24
23	CAS 2022/A/8529 WADA vs International Boxing Association & Rohan Polanco Emiliano	2023/5/16
24	CAS 2022/A/9033 ITF vs Mikael Ymer	2023/7/17
25	CAS 2023/A/9222 RUSADA vs World Triathlon & Valentina Riasova	2023/9/15
26	CAS 2023/A/9551 Georgi Yomov vs UEFA	2023/9/21
27	CAS 2023/A/9525 WADA vs Anti-Doping Control Agency of Bosnia Herzegovina & Doris Živković	2023/9/29
28	CAS 2023/A/9926 Kanak Jha vs USADA	2023/11/28
29	CAS 2023/A/9451 RUSADA vs Kamila Valieva; CAS 2023/A/9455 ISU vs RUSADA & Kamila Valieva; CAS 2023/A/9456 WADA vs RUSADA & Kamila Valieva	2024/1/29

以下では、違反類型ごとに紹介していく。

2 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること

(2021Code2.1 項違反)

(1) 事件番号：CAS 2021/O/7977, World Athletics v. Shelby Houlihan

判断日：	7/12/2021
競技：	陸上
禁止物質の種類：	S1 蛋白同化薬
禁止物質名：	nandrolone/19-norandrosterone (19-NA)
仲裁人：	Evald, Jeans (長) ; Haas, Ulrich ; Soublière, Janie
資格停止期間：	48 か月
概要：	競技会外検査において採取された検体から禁止物質が検出され、規律手続が開始された。競技者は、検体から検出された禁止物質は競技会の 10 時間前に去勢されていない

豚あるいは未成熟の雄豚 (Boar)の肉が入ったブリトーを食べたことによるものであることなどを主張した。
 仲裁パネルは、競技者の提出した証拠などからは可能性としてはあり得るといえるが、当該事実の蓋然性があるとまではいえず、ADRV が意図的なものではなかったとは証明できていないとして 48 か月の資格停止を課した事案。

(2) 事件番号 : CAS 2021/O/8111, World Athletics v. Lebogang Shange

判断日 :	3/30/2022
競技 :	陸上
禁止物質のカテゴリ :	S1 蛋白同化薬
禁止物質名 :	Trenbolone (17β-hydroxyestr-4,9,11-trien-3-one)
仲裁人 :	Rombach, Annett (長) ; Haas, Ulrich ; Schoeb, Alexis
資格停止期間 :	48 か月
概要 :	競技会外検査により採取された検体から非特定物質の AAF が生じた。競技者は検査の前日の夜に食肉 (牛肉) 800 グラムを食べたが、その肉が禁止物質に汚染されていたと主張したが、競技者は結果的に意図的な ADRV ではなかったと証明できなかった。

(3) 事件番号 : CAS 2021/A/8296, WADA v. FIFA & Vladimir Obukhov

判断日 :	6/16/2022
競技 :	サッカー
禁止物質の類型 :	S1 蛋白同化薬
禁止物質名 :	Metandienone (17β-hydroxy-17α-methylandrosta-1,4-dien-3-one)
仲裁人 :	Fumagalli, Luigi (長) ; Bennett, Annabelle Claire ; Nan, Manfred Peter
資格停止期間 :	12(suspended from a 24-month period)か月
概要 :	<p>競技者は、2013 年 3 月に禁止物質メタンジエノンの使用によるアンチ・ドーピング規則違反を認めた。競技者は FIFA に対し、ドーピング行為に関する情報を開示することで実質的な援助を行い、6 ヶ月資格停止期間となった。これに対し WADA が、実質的な支援は認められないと WADA は FIFA の決定に対して上訴した。</p> <p>CAS パネルは、実質的な支援が認められるためには、アンチ・ドーピング規則違反が発見される可能性があるような単純な協力の意思表示だけでは、実質的な支援に該当しないことは明らかではある。実質的な支援がなされたといえるためには具体的な (単なる推測ではなく) 情報が提供されなければならないが、それは (少なくとも) 訴追をするに十分であれば十分であり、ADRV が結果的に認められることまでを求めるわけではない。結果として、競技者の実質的支援を認めたものの、資格停止期間は 24 ヶ月と判断したが、そのうち 12 ヶ月を猶予した。</p>

(4) 事件番号：CAS 2022/A/8727, UKAD v. Wayne Boardman

判断日：	9/28/2022
競技：	ラグビー
禁止物質のカテゴリ：	S1 蛋白同化薬
禁止物質名：	Oxandrolone
仲裁人：	Benz, Jeffrey (長) ; ;
資格停止期間：	13(with credit for any suspension already served)か月
概要：	競技会検査において AAF が生じた。第 1 審パネルは競技者の ADRV の成立を認めた が、過誤又は過失がないとして資格停止期間は課されなかった。これを受けて、 UKAD は CAS に上訴した。CAS は UKAD の上訴を一部認容し、ADRV の成立を認め、 13 ヶ月の資格停止期間が課された。(Operative Part のみ)

(5) 事件番号：CAS 2022/A/9141, Mariano Tammaro v. ITF

判断日：	3/2/2023
競技：	テニス
禁止物質の種類：	S1 蛋白同化薬
禁止物質名：	Clostebol
仲裁人：	Nater, Hans (長) ; Coccia, Massimo ; Weibel, Florentin
資格停止期間：	15 か月
概要：	ITF の規律パネルが競技者に 2 年間の資格停止期間を課したところ、競技者は上訴し、 禁止物質の出所を証明し、違反が意図的ではなく、過誤の程度も低いと主張した。上 訴は部分的に認容され、資格停止期間は 15 ヶ月に短縮された。(Operative Part のみ)

(6) 事件番号：CAS 2023/A/9551, Georgi Yomov v. UEFA

判断日：	9/21/2023
競技：	サッカー
禁止物質のカテゴリ：	S1 蛋白同化薬
禁止物質名：	Dehydrochloromethyltestosterone (“DHCMT”)
仲裁人：	Sands, Philippe (長) ; Benz, Jeffrey ; Fumagalli, Luigi
資格停止期間：	48 か月
概要：	競技会内検査で採取された検体から、非特定物質である禁止物質が検出され競技者 に対して AAF を通知した。B 検体の分析も AAF を追認した。A 検体からは 0.04ng/mL、 B 検体からは 0.04ng/mL の濃度で禁止物質が検出された。 競技者は禁止物質を利用していた兄弟がスミージーを作るために使用していたミキ サーを通じた汚染により競技者の ADRV が生じ、意図的な ADRV でないとの主張をし た。しかし UEFA の規律パネルは意図的な ADRV でないことは証明できていないとし

て、4年間の資格停止を課した。これに対して競技者が上訴したが棄却された。

(7) 事件番号：CAS 2021/A/8125, Heiki Nabi v. Estonian Center for Integrity in Sports

判断日：	10/20/2022
競技：	Wrestling (UWW) - United World Wrestling
禁止物質の類型：	S4.1 ホルモン調節薬及び代謝調節薬（特定物質）
禁止物質名：	Letrozole
仲裁人：	Bastianon, Stefano（長）； Pasquier, Benoît； Soublière, Janie
資格停止期間：	24 か月
<p>概要： 競技者の ADRV に対して第 1 審の規律パネルは 2 年間の資格停止期間を課した。これに対し、競技者は禁止物質への偶発的な曝露を主張し、上訴した。CAS パネルは競技者の主張に対して、体内のレトロゾールの出所を立証するには科学的な蓋然性が不十分であると判断し、重大な過誤又は過失がなかったことを証明できなかったため、パネルは 2 年間の資格停止期間を支持した。</p>	

(8) 事件番号：CAS 2022/A/9334, Jakub Świerczok v. Asian Football Federation

判断日：	3/27/2023
競技：	サッカー
禁止物質のカテゴリ：	S4.4 ホルモン調整薬及び代謝調整薬（非特定物質）
禁止物質名：	Trimetazidine
仲裁人：	Haas, Ulrich（長）； Benz, Jeffrey； Reid, James
資格停止期間：	6 か月
<p>概要： 禁止物質の原因が Product X であったことが競技者により事後的に証明できたため、汚染製品による違反が疑われる分析結果であることが判明した。そして、競技者には重大な過誤又は過失がないため、6 か月の資格停止期間とする旨の合意が当事者間でなされたものを仲裁判断にした。</p>	

(9) 事件番号：CAS 2022/A/8700, Anna Harkowska v. Polish Anti-Doping Agency

判断日：	4/24/2023
競技：	自転車
禁止物質の類型：	S4.4 ホルモン調整薬及び代謝調整薬（非特定物質）
禁止物質名：	Meldonium
仲裁人：	Bastianon, Stefano（長）； ；
資格停止期間：	判断なし
<p>概要： 国内レベル競技者が第 2 審規律パネルの決定に対して CAS へ更なる上訴ができるかが</p>	

争われた事例。CAS の管轄なしと判断した。

- (10) 事件番号：CAS 2023/A/9455, ISU v. RUSADA & Kamila Valieva、CAS 2023/A/9451, RUSADA v. Kamila Valieva、CAS 2023/A/9455, ISU v. RUSADA & Kamila Valieva、CAS 2023/A/9456, WADA v. RUSADA & Kamila Valieva

判断日：	1/29/2024
競技：	フィギュアスケート
禁止物質の種類：	S4.4 ホルモン調整薬及び代謝調整薬（非特定物質）
禁止物質名：	Trimetazidine
仲裁人：	Drake, James（長）；Mishkin, Jeffrey；Maisonneuve, Mathieu
資格停止期間：	48 か月
概要：	競技会検査において採取された検体から禁止物質が検出されたものの、過誤又は過失がなかったとして資格停止期間を課さなかったロシア・アンチ・ドーピング規律パネルの決定に対する不服申立てがなされた案件。仲裁パネルは競技者の ADRV は意図的ではなかったとして 48 か月の資格停止を課した。

- (11) 事件番号：CAS 2023/A/9525, WADA v. Anti-Doping Control Agency of Bosnia Herzegovina & Doris Živković

判断日：	9/29/2023
競技：	キックボクシング
禁止物質の種類：	S5 利尿薬及び隠蔽薬（特定物質）
禁止物質名：	Furosemide
仲裁人：	Rombach, Annett（長）
資格停止期間：	48 か月
概要：	フロセミドは体重による階級制度がある競技においては減量のために使用することができ、競技者の ADRV は意図的なものであるとして 4 年間の資格停止期間とするべきであるとして、重大な過誤又は過失がなかったとして 6 か月の資格停止を課した国内規律パネルの決定に対する不服申立て。請求認容。

- (12) 事件番号：CAS 2021/A/7768, Bauyrzhan Islamkhan v. AFC & Al Ain FC

判断日：	3/16/2022
競技：	サッカー
禁止物質のカテゴリ：	S6 興奮薬（特定物質）
禁止物質名：	4-Methylhexan-2-amine (methylhexanamine, 1,3-dimethylamylamine, 1,3 DMAA)

仲裁人：	Schimke, Martin（長）；Benz, Jeffrey；Reid, James Robert
資格停止期間：	24 か月
<p>概要：</p> <p>競技者は ADRV があつたとしてアジアサッカー連盟（AFC）から 2 年間の資格停止処分を受けた。これに対して、競技者は違反は認めたものの、代表チーム、自身のサプリメント、所属クラブから提供された汚染された製品に起因すると主張した。しかし禁止物質の出所を証明できなかつたと判断し、上訴を却下、AFC の決定を支持した。</p>	

(13) 事件番号：CAS 2021/A/8056, Olga Pestova v. RUSADA

判断日：	5/23/2022
競技：	ラグビー
禁止物質の種類：	S6 興奮薬（特定物質）
禁止物質名：	4-Methylhexan-2-amine (methylhexaneamine, 1,3-dimethylamylamine, 1,3 DMAA)
仲裁人：	Schoeb, Alexis（長）
資格停止期間：	12 か月
<p>概要：</p> <p>競技者は第 1 審の規律パネルにより 1 年間の資格停止期間が課されたが、違反を認めるものの、負傷後に摂取したスポーツドリンクが原因であるとした。しかし、制裁のさらなる軽減を正当化するには不十分であると判断した。</p>	

(14) 事件番号：CAS 2023/A/9222, RUSADA v. World Triathlon & Valentina Riasova

判断日：	9/15/2023
競技：	トライアスロン
禁止物質のカテゴリ：	S6 興奮薬（特定物質）
禁止物質名：	MHA
仲裁人：	Fellrath, Isabelle（長）；；
資格停止期間：	24 か月
<p>概要：</p> <p>MHA が検出された競技者に対して、重大な過誤又は過失がなかつたとして 6 カ月の資格停止期間を課した IF の決定に対して、競技者の属する国の NADO が不服申立てをした事案。上訴認容。</p>	

(15) 事件番号：CAS 2022/A/8766, Varvara Lepchenko v. ITF - Settlement

判断日：	1/31/2023
競技：	テニス
禁止物質の種類：	S6 興奮薬（非特定物質）
禁止物質名：	Adrafinil, Modafinil

仲裁人：	Drake, James (長) ; Campbell, Christopher ; Haas, Ulrich
資格停止期間：	21 か月
概要：	競技者は ITF より 4 年間の資格停止処分となったが、汚染物質による意図的ではない違反であったことの証拠を提示した。手続中当事者間で和解し、資格停止期間は 21 か月に短縮された。

(16) 事件番号：CAS 2022/A/8569, Sheikh Ali Al Thani v. Fédération Équestre Internationale

判断日：	6/2/2022
競技：	馬術
禁止物質のカテゴリ：	S8 カンナビノイド (特定物質、濫用物質)
禁止物質名：	Cannabis
仲裁人：	Benz, Jeffrey (長) ; ;
資格停止期間：	12 か月
概要：	大麻常習者がシーシャバーで違法な物質がないことを競技者のマネージャーに確認した上でシーシャをした結果 Cannabis が検出された事例。2015WADC が適用される事例であったが、lex mitior の原則により 2021WADC で判断した

(17) 事件番号：CAS 2022/A/8570, Bassem Mohammed v. FEI

判断日：	6/2/2022
競技：	馬術
禁止物質の種類：	S8 カンナビノイド (特定物質、濫用物質)
禁止物質名：	Cannabis (THC)
仲裁人：	Benz, Jeffrey (長) ; ;
資格停止期間：	24 か月
概要：	Cannabis が検出されたとして 2 年間の資格停止期間が課された競技者が、重大な過誤又は過失がなく、禁止物質の使用がスポーツとの関係がないことを理由に不服申立てをしたが棄却された。

(18) 事件番号：CAS 2022/A/8558, Mohamed Talaat v. FEI

判断日：	6/2/2022
競技：	馬術
禁止物質のカテゴリ：	S8 カンナビノイド (特定物質、濫用物質)
禁止物質名：	Cannabis (THC)
仲裁人：	Benz, Jeffrey (長) ; Mavroidis, Petros C. ; Schoeb, Alexis

資格停止期間：	12 か月
概要：	大麻常習者がシーシャバーで違法な物質がないことを競技者のマネージャーに確認した上でシーシャをした結果 Cannabis が検出された事例。2015WADC が適用される事例であったが、lex mitior により 2021WADC で判断した

(19) 事件番号：CAS 2021/A/7833, Raúl Alarcón García v. UCI

判断日：	1/28/2022
競技：	自転車
禁止物質の種類：	M1. Manipulation Of Blood And Blood Components
禁止物質名：	Erythropoietin (EPO)
仲裁人：	Coccia, Massimo (長) ; Dupeyron, Carine ; Fernández-Ballesteros, Miguel Ángel
資格停止期間：	48 か月
概要：	競技者の ABP の異常値により、ADRV があったとして IF の規律パネルから 4 年間の資格停止期間等を課された決定に対する上訴の事案。上訴棄却。

(20) 事件番号：CAS 2020/A/7510, Daniel Kinyua Wanjiru v. World Athletics

判断日：	2/1/2022
競技：	陸上
禁止物質のカテゴリ：	M1. Manipulation Of Blood And Blood Components
禁止物質名：	Erythropoietin (EPO)
仲裁人：	Paulsson, Jan (長) ; Soublière, Janie ; Stewart, Nicholas
資格停止期間：	48 か月
概要：	競技者の ABP の異常値により、ADRV が合ったとして IF の規律パネルから 4 年間の資格停止期間等を課された決定に対する上訴の事案。上訴棄却。

21 事件番号：CAS 2021/A/7761, World Athletics v. Joyce Chepkirui & ADAK & Athletics Kenya

判断日：	3/28/2022
競技：	陸上
禁止物質の種類：	M1. Manipulation Of Blood And Blood Components, S2. Peptide Hormones, Growth Factors
禁止物質名：	Erythropoietin (EPO)
仲裁人：	Rombach, Annett (長) ; ;
資格停止期間：	48 か月
概要：	競技者の ABP の異常値により、ADRV が合ったとして IF の規律パネルから 4 年間の資

格停止期間等を課された決定に対する上訴の事案。上訴棄却。

3 競技者による検体の採取の回避、拒否又は不履行（2021Code2.3 項違反）

(1) 事件番号：CAS 2021/A/8284, WADA v. WBSC & Laura Vigna

判断日：	4/19/2022
競技：	ソフトボール
禁止物質のカテゴリ：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	López Batet, Jordi（長）；；
資格停止期間：	か月
概要：	競技者が、サンプル採取を忌避、拒否、または提出しなかったために ADRV が問われた。競技者と国際検査機関（ITA）は、8 ヶ月の資格停止期間で合意に達したものの、WADA はより長い資格停止期間を求め上訴した。結果的に、WADA と競技者は、1 年間の資格停止期間で合意した。

4 居場所関連情報義務違反（2021Code2.4 項違反）

(1) 事件番号：CAS 2021/A/7983, Brianna McNeal v. World Athletics

判断日：	6/9/2022
競技：	陸上
禁止物質のカテゴリ：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	Santos, Botica（長）；Reeves, Barbara；Haas, Ulrich
資格停止期間：	60 か月
概要：	3 回目の居場所関連情報義務違反に問われそうになり、その違反が問われることになった事実に関して医療記録の改ざんを競技者が行ったことが Tampering であり、当該違反は 2 回目の ADRV であることから IF の規律パネルが 5 年間の資格停止とした決定に対する不服申立て。

(2) 事件番号：CAS 2022/A/9031, Stéphane Houdet v. ITF

判断日：	3/2/2023
競技：	テニス
禁止物質の種類：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	Bennett, Annabelle Claire（長）；；

資格停止期間：	14 か月
概要：	居場所情報提供の不備と 12 カ月以内に 3 回の検査未了で ADRV に問われた。ITF は競技者に 15 カ月の資格停止期間を課したが、制裁の減免を求めて競技者は CAS に上訴した一方、ITF は 2 年間の資格停止期間を求めて上訴した。CAS は両者の上訴を一部支持し、最初の ITF の決定を取り消し 14 ヶ月の資格停止とした。

(3) 事件番号：CAS 2022/A/8529, WADA v. International Boxing Association & Rohan Polanco Emiliano

判断日：	5/16/2023
競技：	ボクシング
禁止物質のカテゴリ：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	Drake, James (長) ; Beloff, Michael ; Paulsson, Jan
資格停止期間：	20 か月
概要：	3 回の居場所情報提供義務違反により ADRV に問われたが、1 回目の違反はシステム上の問題により生じていないとして、結果的に ADRV とはされなかった IF の規律パネルの決定に対して WADA が上訴した事例。上訴認容。

(4) 事件番号：CAS 2022/A/9033, ITF v. Mikael Ymer

判断日：	7/17/2023
競技：	テニス
禁止物質の種類：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	Subiotto, Romano (長) ; Stewart, Nicholas ; Benz, Jeffrey
資格停止期間：	18 か月
概要：	競技者は国際テニス連盟 (ITF) から 12 ヶ月の間に 3 回の居場所情報提供漏れで ADRV に問われた。IF の規律パネルは、2022 年 6 月に 3 回目の居場所不履行に関して有利な判断をして違反の成立を認めなかった。しかし、ITF はこの決定を不服として CAS に上訴し、競技者に対して 2 年間の制裁を求めて上訴した。CAS パネルは、ITF の上訴を認め 1 年半の資格停止期間を課した。

5 不正干渉 (2021Code2.5 項違反)

(1) 事件番号：CAS 2021/A/7983, Brianna McNeal v. World Athletics、CAS 2021/A/8059, World

Athletics v. Brianna McNeal

判断日：	6/9/2022
競技：	陸上
禁止物質の種類：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	Santos, Botica（長）；Reeves, Barbara；Haas, Ulrich
資格停止期間：	60 か月
概要：	3 回目の居場所関連情報義務違反に問われそうになり、その違反が問われることになった事実に関して医療記録の改ざんを競技者が行ったことが Tampering であり、当該違反は 2 回目の ADRV であることから IF の規律パネルが 5 年間の資格停止とした決定に対する不服申立て。不服申立て棄却

6 その他（2021Code10.14.3 項違反）

(1) 事件番号：CAS 2023/A/9926, Kanak Jha v. USADA

判断日：	11/28/2023
競技：	卓球
禁止物質のカテゴリ：	N/A
禁止物質名：	N/A
仲裁人：	Fraser, Hugh（長）；；
資格停止期間：	12 か月
概要：	居場所情報関連義務違反のため、暫定的資格停止を課されたが、その期間中に大会に出場したため、結果的に課された 12 か月の資格停止期間から、暫定的資格停止期間分が控除されないとした決定に対する不服申立て

第 4 結語

CAS 仲裁判断例の収集・分析の結果からは、2015Code から 2021Code への改訂により仲裁事案の争点の判断方法に大きな変化はないことが見て取れる（たとえば、①競技者の ADRV が意図的ではなかったとの証明を体内侵入経路の証明なしにできる場合の例、②競技者の ADRV に重大な過誤または過失がなかったと証明できる場合にその過誤の程度に応じて資格停止期間を決定する場合においてチリッチ基準が相変わらず利用されていることなど）。他方で仲裁判断そのものの形式を見ると CAS 仲裁判断の構造が結果管理に関する国際基準に概ね沿ったものとなっていたことが分かった。

しかし、上記のことが今後は CAS 仲裁判断例の分析・研究をしなくてよいということにはならない。本報告書中の「意図的」概念に関する 2021Code についてにおいて、競技

者の ADRV が意図的ではなかったことの証明に関する CAS の先例を若干詳細に説明した。これは現在の CAS 仲裁手続が、コモン・ロー諸国におけるような厳密な意味での先例拘束性は CAS の仲裁判断例にはないものの、極めて多くの仲裁判断例を基礎にして判断を書いていることから、過去の先例の流れを多少なりとも知識に入れておかなければ新規に下される仲裁判断例の分析はできないためである。

過去の先例も含めた CAS 仲裁判断の分析はそう簡単に短期間でできるものではないが、日本における結果管理の質を向上させるためには、欠かせない作業である。

CAS の上訴仲裁において取り扱われる仲裁判断は、原則として第 2 審の案件であり、2021Code が施行された 2021 年はまだ COVID-19 の影響もありそもそもスポーツ活動は国際的にも盛んであったとはいえその数は多くはない。しかし、CAS 仲裁判断例は今後増加すると思われ、その動向には留意が必要である。

本年度の事業では CAS 仲裁判断例の収集及びその概略に関する情報の収集に注力せざるを得なかった。イギリス、カナダ、アメリカ、オーストラリアをはじめとした国内の案件の調査は、仲裁判断件数も多いが、分析はしていない。しかしながら、これらの国々の仲裁判断例はアンチ・ドーピング規則違反に対する制裁や事実認定の相場観を知るためには重要である。

以上